

徳島県情報公開審査会答申第146号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成26年11月25日（同月26日受理）、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の内容についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

下記公文書を形成する各公文書名に添付された内容を形成する文書。

平成〇年〇月〇日第〇号に依る「境界確認協議書」に関する下記の各公文書と宍態を形成する「各公文書の効力を形成する」各公文書の分類別書面（各協議書内容を形成する重複した書面）の各別添付書面。

各公文書の内容に記載されている添付書面が存在しない場合は、各公文書を形成する添付内容の文書の不存在的記載内容を請求する。但し各公文書の内容を形成する文書は、永久保存である故に記載された文書は存在する内容である。

平成〇年〇月〇日受付第〇号永久保存公文書の各別公文書内容に記載された添付書面。

公文書名

「官民境界線協議設定」に関連する下記公文書名を形成する各個別書面の開示。

- ① 境界確定協議書記載の記載の下記文書。
 - イ 〇〇氏提出の確定協議文書一式。
- ② 公文書の「現地協議確認書」に記載されている下記書面。
 - イ 別添の協議概要。
 - ロ 建設省所管国有財産部局長の検認書。
 - ハ 平成〇年〇月〇日作成の現地関係者の立会協議書面。
- ③ 公文書「官民境界線の協議設定について」内容の下記書面。（平成〇年〇月〇日決裁）
 - イ 〇〇氏のから別添の通り「依頼のあった依頼書面」。
 - ロ 関係図書。
 - ハ 現地立会等により記載の「等」の書面。
 - ニ 現地立会等により調査結果書面。
 - ホ 協議結果の別添図面。
 - へ 事案の境界確定協議内容書記載の下記書面。（平成〇年〇月〇日作成）
 - a 「4」の確定した境界の別添図面。

b 「5」の実測平面図及び横断面図。

2 実施機関の決定

平成26年12月5日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「境界確定協議書（平成〇年〇月〇日付け）」、「現地協議確認書（同年〇月〇日付け）」及び「境界確定書（同月〇日付け）」（以下「本件公文書」と総称する。）と特定し、条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成27年1月28日（同月29日受理）、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行い、同年2月27日（同年3月2日受理）、異議申立ての一部を補正した。

4 諮問

平成27年3月11日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書、当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張等を要約すると、異議申立ての趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件請求により公開された本件公文書及び「官民境界線の協議設定について（平成〇年〇月〇日決裁）（以下「本件鏡文書」という。）」には、「別添」、「別添図面」、「添付書類」等の当該文書以外に添付資料が存在することを示す記載があるにもかかわらず、これらが全て正確に公開されていない。
- (2) 〇〇市〇〇（以下「本件協議地」という。）の所有者は、平成〇年〇月〇日に同地先の国有財産（以下「本件国有財産」という。）の管理者である実施機関に対して、本件協議地と本件国有財産の間の境界確定の協議（以下「本件境界確定協議」という。）を依頼し、同月〇日に関係者による現地立会（以下「本件立会」という。）を行い、両者は、同年〇月〇日に現地協議確認書を、同月〇日に境界確定書を締結した。

本件立会では、本件協議地の本件国有財産を挟んだ対岸地である〇〇市〇〇（以下「本件対岸地」という。）の立会人として〇〇（以下「本件立会人」という。）が参加しているが、当人は本件対岸地の所有者ではない。本件境界確定協議が、国有

財産法（昭和23年法律第73号）に基づく処分行為であるならば、本来、本件対岸地の所有者又はその法定代理人が立ち会うべきであり、何らかの事情で立ち会うことができないのであれば、当人らに連絡した上で、本件対岸地の所在する市町村職員による立会の上、財務局に置かれた地方審議会へ諮問する必要がある。

よって、実施機関が保有する「本件対岸地の所有者又はその法定代理人への連絡書面」、「本件立会人への通知書面」、「本件立会人が本件対岸地の所有者を代理して立ち会った根拠となる資料」及び「地方審議会へ諮問した関係書類」の公開を求める。

- (3) 地方審議会へ諮問した関係書類が存在しないのであれば、本件境界確定協議は、国有財産法に基づく処分行為として手続上の瑕疵があり、本件協議地の所有者と本件国有財産の管理者である実施機関との個人契約ということになる。

平成〇年〇月〇日に作成された境界確定書に添付された図面には、本件国有財産の幅が1,500mmであることが記載されており、本件境界確定協議により本件協議地と本件国有財産の間の境界及び本件国有財産と本件対岸地の間の境界が同時に確定したことになっているが、前述のとおり、本件境界確定協議は、本件協議地の所有者と本件国有財産の管理者である実施機関との個人契約であり、当該契約により第三者である本件対岸地の所有者の所有権を剥奪することはできない。よって、本件境界確定協議は無効である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件境界確定協議について

漁港区域内の国有財産は、国有財産法施行令第6条第2項第1号イにより、都道府県が国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分について事務を行うと規定されているところ、本件国有財産は同規定の適用を受ける〇〇漁港区域内にあるため、実施機関が国有財産の管理を行っている。

本件境界確定協議は、本件協議地の所有者から本件国有財産との間の境界確定について協議の求めがあったことから、国有財産の管理者として境界立会等の所定の事務を行ったものである。

2 本件処分の理由等について

(1) 本件公文書について

異議申立人は、本件請求において「境界確定協議書」、「現地協議確認書」、「境界確定書」及び「本件鏡文書」に関連する全ての公文書を請求しているところ、本件公文書は、異議申立人が求める各文書を構成する全ての公文書であるとともに、本件境界確定協議において実施機関が作成し、又は取得した全ての公文書である。

(2) その他の公文書について

ア その他の添付資料について

異議申立人は、「本件公文書及び本件鏡文書には、「別添」、「別添図面」、「添付書類」等の当該文書以外に添付資料が存在することを示す記載があるにもかかわらず、これらが全て正確に公開されていない。」旨を主張するが、前記(1)のとおり、本件公文書は、本件境界確定協議において実施機関が作成し、又は取得した全ての公文書であり、異議申立人が主張するその他の添付資料は存在しない。

イ 本件立会人が本件立会に参加した経緯が分かる書面

異議申立人は、「「本件対岸地の所有者又はその法定代理人への連絡書面」、「本件立会人への通知書面」、「本件立会人が本件対岸地の所有者を代理して立ち会った根拠となる資料」が存在するはずである。」旨を主張するが、本件立会人若しくは本件協議地の所有者若しくはその法定代理人への連絡又は通知については、本件協議地の所有者が行うことであり、依頼を受けた立場である実施機関が作成し、又は取得する公文書ではないため存在しない。

また、実施機関は、本件立会の参加者が立会人として適格であるかについて立会現場で確認しているが、この確認は、本件公文書である境界確定協議書の添付資料である土地調書及び土地の登記記録により確認したものであり、「本件立会人が本件対岸地の所有者を代理して立ち会った根拠となる資料」を作成し、又は取得していない。

ウ 地方審議会へ諮問した関係書類

異議申立人は、「「本件立会には、本件対岸地の所有者又はその法定代理人が参加していないことから地方審議会へ諮問した関係書類」が存在するはずである。」旨を主張する。

異議申立人が主張する国有財産法の規定は、同法第31条の4第3項であると推測されるが、同規定は、国有財産の管理者が、境界が明らかでないため管理に支障があると判断した場合に隣接地の所有者に協議を求める手続について定めたものである。

一方、本件境界確定協議は、本件協議地の所有者が実施機関に対して協議を求めたものであり、国有財産法第31条の4第3項の適用を受けるものではない。

よって、実施機関は、国有財産法第31条の4第3項に規定する財務局所管の地方審議会へ諮問が必要な行為はしておらず、「地方審議会へ諮問した関係書類」を作成し、又は取得していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件境界確定協議について

国有財産法第9条第3項は、「国有財産に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市町村が行うこととすることができる。」と定めている。

この規定に基づき、同法施行令第6条第2項第1号において、都道府県が行う事務を「次に掲げる国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分。」と定め、同号イからカにその事務を列挙している。

そして、実施機関の説明によると、本件国有財産は、同号イの適用を受ける〇〇漁港区域内に所在する国有財産であるとのことから、本件境界確定協議は、実施機関が、同号の規定に基づき、財産の取得、維持、保存、運用及び処分に係る事務として行ったものであると認められる。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、実施機関が行った本件処分について、「本件公文書の他に対象公文書が存在する。」旨の文書特定の妥当性について異議を述べていることから、当審査会では、以下、本件請求に係る公文書として本件公文書を特定した実施機関の判断の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に対して本件公文書を特定した点について

異議申立人は、本件請求において境界確定協議書（平成〇年〇月〇日付け）、現地協議確認書（同年〇月〇日付け）、境界確定書（同月〇日付け）及び本件鏡文書（同日付け決裁）に関連する全ての公文書を請求しているところ、前記第2の2のとおり、本件公文書が、異議申立人が求める公文書と同一のものであることは明白である。

また、当審査会において見分したところ、本件鏡文書は、実施機関が境界確定書を締結するために作成した立案文書の鏡文書であり、立案時には、本件公文書の全ての文書が、本件鏡文書と一体の公文書として構成されていたことが認められた。

よって、本件公文書は、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして保有する公文書であり、本件請求の対象となる公文書に該当するため、本件処分において、本件公文書を対象公文書に特定した実施機関の判断は妥当である。

(2) 他の対象公文書の存否について

ア その他の添付資料について

異議申立人は、「本件公文書及び本件鏡文書には、「別添」、「別添図面」、「添付書類」等の当該文書以外に添付資料が存在することを示す記載があるにもかかわらず、これらが全て正確に公開されていない。」旨を主張する。

しかしながら、当審査会において確認したところ、本件公文書及び本件鏡文

書には公開された文書以外の資料は添付されていないことが認められた。

よって、「異議申立人が主張するその他の添付資料は存在しない。」とする実施機関の主張は是認できるものである。

イ 本件立会人が本件立会に参加した経緯が分かる書面

異議申立人は、「本件対岸地の所有者又はその法定代理人への連絡書面」、「本件立会人への通知書面」、「本件立会人が本件対岸地の所有者を代理して立ち会った根拠となる資料」が存在するはずである。」旨を主張する。

しかしながら、本件境界確定協議は、本件協議地の所有者が実施機関に対して協議を求めたものであることからすると、「本件立会人若しくは本件協議地の所有者若しくはその法定代理人への連絡又は通知については、本件協議地の所有者が行うことであり、依頼を受けた立場である実施機関が作成し、又は取得する公文書ではないため存在しない。」とする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

また、実施機関が平成〇年〇月〇日に境界確定協議書を受け付けてから、同月〇日に本件立会が実施されるまでの間に関係する文書が存在せず、境界確定協議書に添付された土地調書や土地の登記記録には、本件対岸地の所有者や本件対岸地と本件立会人との関係性が記載されていることからすると、「本件立会の参加者が立会人として適格であるかについて立会現場で確認しているが、これは、本件公文書である境界確定協議書の添付資料である土地調書及び土地の登記記録により確認したものであるため、「本件立会人が本件対岸地の所有者を代理して立ち会った根拠となる資料」を作成し、又は取得していない。」とする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

ウ 地方審議会へ諮問した関係書類

異議申立人は、「本件立会には、本件対岸地の所有者又はその法定代理人が参加していないことから地方審議会へ諮問した関係書類が存在するはずである。」旨を主張する。

異議申立人が主張する地方審議会への諮問とは、国有財産法第31条の4第3項において「各省各庁の長は、前項の規定により境界を定めようとするときは、当該境界の存する地域を管轄する財務局に置かれた地方審議会に諮問し、その意見に基づいて、定めなければならない。」と規定されている「諮問」を指しており、同項中の「各省各庁の長」は、前記1のとおり本件国有財産に関しては実施機関と読み替えることができる。

また、同項中の「前項の規定」とは、同法第31条の3第1項の規定に基づき、国有財産の管理者が、その所管する国有財産の管理の必要上、隣接地の所有者に対し、境界を確定するための協議を求めた場合において、隣接地の所有者が立ち会わないため協議することができないときに、同法第31条の4第1

項及び第2項の規定に基づき、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会いを求めて境界を定めるための調査を行い、その調査に基づいて境界を定めることができるとする規定のことである。

すなわち、同法第31条の4第3項の規定は、国有財産の管理者が隣接地の所有者に対して、境界を確定するための協議を求めた場合の手續において適用されるものであって、本件境界確定協議のように隣接地所有者が国有財産の管理者に協議を求めた場合には、同項の適用は受けない。

よって、「国有財産法第31条の4第3項に規定する財務局所管の地方審議機会へ諮問が必要な行為はしておらず、「地方審議会へ諮問した関係書類」を作成し、又は取得していない。」とする実施機関の主張に不合理な点は認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

その他、異議申立人は、本件境界確定協議の有効性等について異議を主張するが、当審査会は、実施機関が行った公開等の決定につき、その妥当性を審議する機関であり、当該事項について判断する立場にない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成27年 3月11日	諮問
4月17日	実施機関からの理由説明書を受理
5月29日	異議申立人からの意見書を受理
7月22日	審議（第128回審査会）
9月 4日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第129回審査会）
10月 1日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第130回審査会）

11月25日	審議（第131回審査会）
12月25日	審議（第132回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏名	職業等	備考
上原 克之	徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・ サイエンス研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長 会長職務代理者 (平成27年7月31日まで)
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	平成27年8月1日就任
益田 歩美	弁護士	
松尾 博	元徳島新聞社 相談役・論説委員長	会長 (平成27年7月31日まで) 平成27年7月31日退任
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	